

固定資産税・都市計画税

◆土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

◆課税物件を記載した明細書を送付します

縦覧帳簿の縦覧が 始まりです

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(木)から始まりです。

これは、固定資産税を納税する方が所有する土地、家屋と近隣の土地、家屋との価格を比較し、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを判断できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②現況地目③課税地積④価格

【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在②家屋番号③種類④建築年⑤構造⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】4月1日(木)～5月31日(月)の午前8時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)

【縦覧会場】課税課(市役所2階)

【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(1月1日現在、市

「南沢五丁目地区計画」 に関する意見を聴く会 を開催します

南沢五丁目地区地区計画案については、最新情報として既に広報3月15日号にて「この計画案について、改めて周辺住民や関係者のご意見を伺うなど、調査・検討する」とを、市民の皆さんにお伝えし、意見募集を行っています。

この度、この「調査・検討」として、周辺住民の皆さんからのご意見を頂くため、「南沢五丁目地区地区計画」に関する意見を聴く会を開催します。なお、ご意見を頂く方法については、抽選により選定された公述人から頂くこととなります。

【日時】4月17日(土) 午前9時半～正午(終了予定)

【会場】第五小学校体育館

(木)に発送します。所有資産の土地筆数、家屋棟数が多く、1枚に掲載できない方については、複数枚発送します。

市税の納め忘れは ありませんか

ありませんか

21年度の市税など(市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などが完納されていないと、延滞金が付加されるだけでなく、財産の差し押さえを行なう場合もあります。ご注意ください。

【課税明細書】は物件内容をお知らせするもので、納税はできませんので、ご注意ください。なお「納税通知書」

は5月上旬に発送します。固定資産税の所有者が住所などを変更した場合住所氏名に誤りがあった場合はお手数ですが、課税課土地・家屋資産係へご連絡ください。詳しくは同係(内線2338-2334)へ。

会社を退職、 会社に就職したら 国民健康保険の 加入・喪失の手続きを

市内に住所があつて会社の健康保険などに加入していない

の方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

【公述人の受付】公述を希望する方は、当日午前9時までに同会場へ来場ください

【公述人の定員】15人

【持ち物】上履き

傍聴を希望する方は、当日直接会場へ。

詳しくは都市計画課土地利用担当 ☎470・776

加入することになります。

納付にお困りのときは

病氣・事故・災害など、やむを得ない事情で一括納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

納付は便利な口座振替で

納付には口座振替が便利です。まだ口座振替を利用していない方は、22年度の納税通知書などに口座振替依頼書・申込書を同封しますので、ぜひ申し込みください。また、市内の金融機関にも口座振替の依頼書が置いてありますので、ご利用ください。

各種問い合わせ先

○健康保険に関すること
全国健康保険協会 ☎03・5759・8025

○厚生年金に関すること
武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411

○労働基準・労災に関すること
三鷹労働基準監督署 ☎0422・48・1161

詳しくは市役所保険年金課 国民年金資格係 ☎470・7732へ。

国民健康保険協会へご相談ください。

※ここでいう「法人」とは、公・私法人、営利法人や公益法人、社団法人、財団法人を問いません。一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

学生納付特例を ご利用ください

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者になります。学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生納付特例の申請を行うわず保険料が未納のままだと、不慮の事故や病氣などにより障害の状態になった場合でも、障害基礎年金等の保障を受けることができなくなりますので、ご注意ください。22年度の学生特例の申請(年度ごとに申請は、4月1日(木)から保険年金課(市役所1階)で受け付けます。申請する方は、年金手帳と新年度有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、認め印も必要です。

※学生ではない30歳未満の方は、被保険者・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、若年者納付猶予が利用できます。

※20年3月31日以降に離職した方は、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証の写しを添付することにより、失業特例が利用できます。承認された期間は、11ヶ月。

さらに、4月中は、21年4月～22年3月分の学生納付特例の申請をさかのぼって受け付けます。また、22年度の一般・納付猶予(22年7月以降の分)は、7月1日(木)からの受け付けとなります。国民年金保険料の学生納付特例・納付猶予について、詳しくは市役所 ☎0422・56・1411へ。

高齢の方が介護を必要とした 場合でも、住み慣れた地域で 生活が送れるよう 地域密着型サービス 事業者を募集します

市では、高齢の方が介護を必要とした場合でも、住み慣れた地域で生活が送れるよう、地域に密着した介護サービス事業者の充実を図ります。

今回、第4期市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業を行う事業者を募集します。

【募集事業】小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

※地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護(予防)の併設整備は可能です。

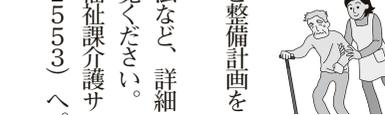
【募集要領】東部・中部の各圏域に各1カ所

【募集要領の配布】4月1日(木)から、市ホームページで取得できます

【募集要件】①地域密着型サービスをを行うことができる法人格を有していること②市内または他市区町村において、当該サービスまたはほかの介護サービスを事業として実施していること③募集圏域において、22年度に募集事業の開設見込など整備計画を有していること

※申し込み方法など、詳細は募集要領をご覧ください。

詳しくは介護福祉課介護サービス係(内線2553)へ。



老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に計算されますが、年金額の計算には入りません。しかし、承認を受けてから10年の間に保険料を納めることができ(追納)、追納をすると、受給額を増やすことができます。

さらに、4月中は、21年4月～22年3月分の学生納付特例の申請をさかのぼって受け付けます。また、22年度の一般・納付猶予(22年7月以降の分)は、7月1日(木)からの受け付けとなります。国民年金保険料の学生納付特例・納付猶予について、詳しくは市役所 ☎0422・56・1411へ。